

午前9時59分 開会

議長（山本一成君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第6号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告を願います。

厚生消防委員会委員長。

（厚生消防委員会委員長・長野恭紘君登壇）

厚生消防委員会委員長（長野恭紘君） 厚生消防委員会は、去る8月27日の本会議において付託を受けました議第67号平成20年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分外10件につきまして、9月2日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

最初に、議第67号平成20年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分について御報告いたします。

まず、障害福祉課関係であります。当局より、障がい者自身の地域活動や文化、スポーツ等への参加を促進する場合に必要な器具等の購入を補助する「ピアサポート強化事業費補助金」事業ほか三つの事業に係る経費及び年齢や障がいを超えて集える交流施設を「交流型デイサービスモデル事業」として実施する法人等に整備費の一部を補助する経費を計上し、また歳入において、各事業に伴う県補助金を計上している等の説明を受け、これを了といたしました。

次に、児童家庭課関係であります。児童扶養手当支給対象者の増加による歳入、歳出の追加額を計上したものであるとの当局説明がなされ、これを了とした次第であります。

以上の審議を経て、最終的に議第67号平成20年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第69号平成20年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、平成19年度「介護給付費負担金」・「地域支援事業交付金」の国・県及び社会保険診療報酬支払基金への概算交付に係る交付金の精算に伴う返還金を歳出に計上し、「介護給付費交付金」の精算に伴う追加交付額並びに前年度繰越金を歳入に計上し、その差引額を予備費に充てるものであるとの当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第71号別府市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について関係部分は、公益法人制度改革三法が平成20年12月1日から施行されることに伴う民法の一部が改正されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものであるとの当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第75号工事請負契約の締結についてですが、内竜保育所と北部子育て支援センターを併設した北部地域児童福祉施設新築工事に伴う工事請負契約を締結しようとするものであるとの当局説明を受け、落札率等を確認した上で適切妥当と認め、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第78号大分県交通災害共済組規約の変更については、地方自治法の一部を改正する法律の施行により議員の報酬に関する規定が整備されることに伴い、県下12市、3町、1村をもって組織する「大分県交通災害共済組合」の規約を変更しようとするものであるとの当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議第79号から議第84号までの別府市と大分市ほか各自治体との証明書等の

交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議については、請求権者の範囲を拡大し、サービスの向上を図るために規約を変更しようとするものであるとの当局からの説明を適切妥当と認め、以上6件については、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・堀本博行君登壇）

建設水道委員会委員長（堀本博行君） 建設水道委員会は、去る8月27日の本会議において付託を受けました議第70号平成19年度別府市水道事業会計決算の認定について、9月2日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

当局より、平成19年度主要事業として、建設改良工事については、大石原ポンプ場電気・機械設備更新工事などを実施し、起債事業につきましては、配水管整備事業として、市内24カ所5,407.5メートルの送配水管の新規布設及び布設替えを、また朝見浄水場既存施設更新事業としては、朝見浄水場中央監視設備更新工事を実施、さらに基幹施設耐震補強事業では、大石原ポンプ場の耐震補強工事を行うとともに、高度浄水処理事業としては、温泉水源地での膜ろ過浄水施設築造工事を実施した旨、説明がなされた次第であります。

委員より、耐用年数を越えた配水管の整備を年次計画で行う旨の要望がなされ、さらに、8月27日の本会議において当局説明がなされた、職員数と本市の都市形態の因果関係についても、質疑がなされたところであります。

最終的に、今後の公営企業のあり方として、向こう10年間の「地域水道ビジョン」を本年度末までに策定作業を完了する予定であり、その後、実施計画において職員数なども含め整理していきたいとの当局答弁がなされましたが、委員より、さらなる経営改善に努めてほしいとの意見がなされた次第であります。

採決の結果、議第70号平成19年度別府市水道事業会計決算の認定については、賛成者多数により、原案のとおり認定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての御報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（山本一成君） 総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会副委員長・黒木愛一郎君登壇）

総務文教委員会副委員長（黒木愛一郎君） 委員長にかわりまして、副委員長の私の方から御報告いたします。

総務文教委員会は、去る8月27日の本会議において付託を受けました議第67号平成20年度別府市一般会計補正予算（第2号）総務文教委員会関係部分外5件について、9月2日に委員会を開会し審査を行いましたので、その経過と結果について、御報告いたします。

初めに、議第71号別府市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について関係部分について報告いたします。

まず自治振興課より、一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人の認定等に関する法律の施行・整備等に関する法律の施行により、民法の一部が改正されることに伴い、条例の関係部分について、条及び項や語句を改めるものであるとの説明がなされ、また、職員

課からも関係部分の改正についての説明を受け、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第74号新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について、及び議第85号別府市土地開発公社定款の変更について、議第72号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正については、いずれも当局の説明を適切妥当と認め、それぞれ採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定したところであります。

次に、議第67号平成20年度別府市一般会計補正予算(第2号)関係部分についてであります。

まず、政策推進課部分では、補正内容について当局より説明があり、旧南小学校跡地整備に要する経費については、跡地活用検討委員会等による協議を重ねて、整備の基本方針を定め、整備手法については、厳しい財政状況を考慮し、民間資金等の活用によるPFI手法による事業の導入を検討する考えに至った結果、今回、基本計画策定及びPFI可能性調査委託料を計上したものであるとの当局説明に対し、委員より、別府市全体の活性化の視点から、移転等対象施設については、今後さらに検討してもらいたい等の意見がなされたところであります。

続いて、教育総務課関係では、6月議会における野口・北小学校の統合の議決に際して附帯決議を付した、新たな学校適正化の方向性を模索するための検討委員会の設置に伴う経費について当局より説明を受け、委員より、検討委員会の人選方法、委員会の公開等についての質疑、さらに、中学校の適正化については急務であると改めて意見がなされました。また、別府中央小学校の開校に要する経費についても、当局より詳細なる説明がなされた次第であります。

そのほか財産活用課、課税課、学校教育課、生涯学習課関係部分については、当局説明を適切妥当と認め、最終的に議第67号平成20年度別府市一般会計補正予算(第2号)総務文教委員会関係部分を採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第76号土地の売払い等についてであります。

本件につきましては、財団法人別府商業観光開発公社に係る諸契約の履行に関する内容であり、委員会での審査及び採決に先立ち、観光経済委員会との連合審査会を開会し審査をしたところでありますが、平成10年10月16日付で締結した譲渡契約書に基づき、株式会社トキハにコスモピア専門店棟敷地を売り払いしようとするものであるとの当局説明を受け、これに対し委員より、平面駐車場側の借地権の有無について、今後の賃貸借契約について、またコスモピアの名称について等の質疑の後、委員会において採決の結果、一部委員より反対の意思表示がなされましたが、採決の結果、賛成者多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案6件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

議長(山本一成君) 観光経済委員会委員長。

(観光経済委員会委員長・吉富英三郎君登壇)

観光経済委員会委員長(吉富英三郎君) 観光経済委員会は、去る8月27日の本会議において付託を受けました議第67号平成20年度別府市一般会計補正予算(第2号)関係部分外3件につきまして、9月2日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第67号平成20年度別府市一般会計補正予算(第2号)関係部分についてであります。

まず商工課関係部分は、財団法人別府商業観光開発公社に係る諸契約の履行に関する議案について、総務文教委員会と連合審査会を開会し審査をしたところでありますが、別府商業観光開発公社に係る損失補償金及び専門店棟施設敷地売り払いに係る内払金返還金を支出しようとするものである等の当局説明を受け、委員から、鑑定評価を行った件数、また平面駐車場の鑑定評価額及び近隣の土地の時価評価額の調査の有無等、双方の委員からさまざまな質疑がなされました。

連合審査会閉会后、委員会において議案審査を再開し、当局から、勤労者体育センター管理に要する経費の追加額及び商店街活性化に要する経費の追加額の説明がなされ、委員より、中心市街地の街路灯の早期整備、またバリアフリートイレの常設化の実現等さまざまな要望や意見がなされ、当局から、梅園通りの街灯については年内に実施したいと計画しており、バリアフリートイレについても着手できる場所から随時取り組んでいきたいとの答弁がなされました。

最終的に、採決の結果、別府商業観光開発公社に要する経費の追加額について、一部委員より反対の意思表示がなされましたが、賛成者多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、温泉課関係部分については、当局から、今回、北浜温泉の指定管理者の辞退届が提出されたことに関する対応等について報告がおくれたことに対する謝罪がなされた後、関連議案の審査に移りました。

温泉事務に要する経費では、柴石温泉のむし湯の温度低下に対応するための加温設備に使用する燃料費の追加額等を計上しようとするもの、また、市営温泉に要する経費の追加額では、北浜温泉の指定管理者から辞退届が提出されたことによる指定管理料の減額及び10月以降、市直営で営業するための維持管理経費の追加、さらに温泉法改正に伴う可燃性天然ガス事故防止のための測定及び確認申請の手数料等を計上しようとするものとの説明がなされました。

委員より、今回の指定管理者の辞退については、制度の根幹を揺るがす問題であり、指定管理者の都合により契約途中の辞退が認められるのか、本来は協定書や地方自治法に規定されている内容に基づき、指定の取り消しをすべきではないのか、また、利用者の大幅増を見込み、年々指定管理料が減額されるという北浜温泉の当初計画の設定に問題があったのではないかといった厳しい指摘がなされました。

これに対し当局から、制度導入時に指定管理者の辞退は想定していなかったが、今後、協定書の内容について見直しを早急に検討していきたい、また指定管理者の辞退については、辞退届を受理した上で、取り消しの手続きを行いたいとの答弁がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農林水産課関係部分については、6月の梅雨前線豪雨により被災した内成及び東山地区の農地、農業用施設の災害復旧費等を計上したものであるとの当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最終的に、議第67号平成20年度別府市一般会計補正予算(第2号)関係部分については、一部委員より反対の意思表示がなされましたが、採決の結果、賛成者多数で可決すべきものと決定いたしました。

その他、議第68号平成20年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第1号)、議第73号別府市別府勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第77号指定管理者の指定についての以上3件は、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、去る7月30日及び9月2日に、地方自治法第109条第4項の規定に基づき所管事務調査を実施いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本件は、平成20年第2回市議会定例会におきまして継続審査に付されました、観光まちづくり課所管事務の調査です。

7月30日に委員会を開会し、当局から、別府市観光協会等に対する9事業の補助金について調査結果報告と総括の説明がなされました。

その内容は、いずれの事業も通帳、決算書等計数的にはすべて合致しているものの、宿泊費が高額であるもの、また領収書、請求書に日付がないもの、さらに契約書が締結されていないもの等、事務内容が適正に処理されているとは言いがたいというものでありました。

この報告を受け、委員からは、「不正会計と見られても仕方ない」等の厳しい意見がなされ、最終的に、当局から報告された内容では、市民に対しての説明としては不十分であるため、調査を継続することとなりました。

続いて、9月2日に調査を実施いたしました。

前回、不十分とされた調査項目及び当局から観光協会へ回答を求めた14項目の指摘事項について説明がなされました。

委員から、指摘事項に対する観光協会の回答の内容等について、さまざまな質疑がなされました。質疑後、当局より、今回の別府市観光協会所管事業の不適正な会計処理に関するおわびと、今後の改善策について文書が提出されました。これを受け、委員間で協議を行うため、一たん、休憩に入りました。

再開後、当局から提出された改善策及び調査結果の報告並びに各委員の意見を考慮し、委員会として、当局に対し次の事項を実施するよう提案いたしました。

- 一、観光協会等は、不適切な支出があった事実を真摯に受けとめ、その反省のもとに期待される役割を果たすため、透明性や納得性を確保する事務体制等の整備を早期に図ること。
- 一、市としては、補助金等による事業執行については、その期間中専任の担当者を置く等十分な管理、指導体制がとれるようにすること。
- 一、公金である補助金等の支出については、現行の「別府市補助金等交付規則」の遵守はもちろん、補助金等がかかる事業執行に当たっての指針や経費執行に当たっての基準を示すことが大切であり、市としても一定金額等の要件を持つ補助金等の交付においては、それらの指針や基準を定めた交付要綱等の制定を行うこと。
- 一、観光協会等は、公益性や公金の重みを認識し、市は、観光協会等に対して適切で実効ある指導を行うこと。

最終的に、委員会では、これまでの当局の調査結果報告に対し、一定の評価を認め、これを了とするものの、ただいまの提案を付した上、調査を終了することについて採決の結果、全員異議なく所管事務調査を終了することと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案4件に対する審査の概要と結果の報告及び当委員会において実施しました所管事務調査に関する経過と報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 決算特別委員会委員長。

（決算特別委員会委員長・永井 正君登壇）

決算特別委員会委員長（永井 正君） 去る9月1日の本会議において設置されました決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第86号平成19年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成19年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

9月1日の本会議終了後、委員会を開催し、冒頭、正副委員長の互選を行いました。その結果、私・永井正が委員長に、国実久夫君が副委員長に選任されましたので、よろしくをお願いいたします。

続いて議案の審査に入り、審査の方法並びに日程等について協議をいたしました。本件については、その内容が広範多岐にわたるため、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全員異議なく、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定をした次第であります。

以上、当決算特別委員会における審査の概要についての報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（14番・平野文活君登壇）

14番（平野文活君） 日本共産党議員団を代表して、議第67号一般会計補正予算中のコスモピア関連予算について、また議第76号土地売払い等について、さらに議第70号水道決算の認定についての反対討論を行います。

コスモピア関連では、10年間地代収入として計上してきた7億9,000万円をトキハに返すという予算案が出ております。なぜそんなことをするのか。それは、平成10年の契約書第6条に、トキハが別府市に毎年7,900万円払うけれども、これは地代であると同時に、10年後の譲渡代金の一部に充当するという取り決めがあるからであります。逆に言えば、これは10年間ただで貸しますということであり、市民の理解は得られません。こんな契約書を結んだ当時の市長の責任、同時に賛成した議員の責任は重大であります。同時に、今回の税金投入を含めて、コスモピアへの税金投入の総額は50億円を超えます。それだけに、市長初め市議会各会派は、このコスモピア事業にどうかかわってきたのかを総括的に説明する責任があります。

私たち日本共産党は、一貫してこのコスモピア事業に反対してまいりました。コスモピア事業の結末は、当初からの日本共産党の立場が正しかったことを裏づけております。この事業を共同で進めてきた別府市、トキハ、金融機関の損得勘定はどうだったのでしょうか。トキハは、北小学校を移転させてまで別府の一等地を手に入れました。金融機関は合計で31億円を超える金利収入を得ております。別府市は、市財政に約50億円の損害を与えた上に、別府市の一等地を失ったのであります。なぜ、こんなことになったのか。これは市当局が、行政が商業テナントビルに手を出してもうまくいくはずはないと言い切っているような公共性がない事業のために、創業時約70億円という過大な借り入れ、さらには平成元年の初年度から57億円の売り上げ計画に対して実績は25億円という過大な見積みなど、コスモピア事業そのものが極めて無責任な事業であったからであります。

このような事業に対して別府市は、昭和60年から61年にかけて、別府市議会は104億円を超える損失補償を議決しております。この議決に賛成した人には、極めて重大な責任があります。浜田市長も当時議員として、これらの議決に賛成した一人であります。にもかかわらず、清算業務の終了に当たって市民に対する謝罪の言葉が一言もないのはどうということでしょうか。別府市としての総括は平成10年に終わっているとして、市報などでの市民への説明は行わないとのことですが、今からでも再検討して、市民への説明責任を果たすよう強く要望いたします。

次に、水道の決算についてであります。

我が党は、これまでも一貫して水道事業はもうけ過ぎであると主張してきました。今回の決算書を見ても、約10億円の建設改良事業を行い、約6億円の企業債を返済しても、なお約5億5,000万円の純利益を出しており、明らかにもうけ過ぎであります。

値上げ前の平成8年度決算と今回の19年度決算を比較検討してみました。平成8年度の企業債残高は57億円、19年度の企業債残高は53億円、約4億円減っています。一

方で自己資本金は、約46億円から91億円に倍増しております。つまり、この11年間に、借金を減らしながら自己資本金を倍増させたこととなります。さらに利益剰余金は、約8,000万円から約12億3,000万円に15倍もふえています。多くの中小企業が不況の中で苦しんでいる中、これだけの優良企業が市内にどれだけあるでしょうか。別府市の水道局の中期計画では、値上げについて試算しておりますが、今議会の答弁では、「値上げは考えていない」と断言しました。値上げどころか、私たちは、建設改良事業を年間7億円以下に抑え、さらに金利が5%台の企業債をなくすなどの企業努力を一層進めて値下げを検討することを強く要望して、反対討論を終わります。(拍手)

議長(山本一成君) 以上で、通告による討論は終わりました。これにて、討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第86号平成19年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成19年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、さらに閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決しました。

次に、議第70号平成19年度別府市水道事業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(山本一成君) 起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、議第67号平成20年度別府市一般会計補正予算(第2号)に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(山本一成君) 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第76号土地の売払い等についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(山本一成君) 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第68号平成20年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第1号)、議第69号平成20年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、及び議第71号別府市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正についてから、議第75号工事請負契約の締結についてまで、並びに議第77号指定管理者の指定についてから、議第85号別府市土地開発公社定款の変更についてまでの以上16件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上16件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、以上16件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第2により、議第87号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてから、議第88号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてまで、以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

市長(浜田 博君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第87号及び議第88号は、本市固定資産評価審査委員会委員に、桑原寿一氏及び恵良寧氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

議長(山本一成君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第87号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、議第87号は原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第88号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、議第88号は原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に日程第3により、報告第13号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてから、報告第16号市長専決処分についてまで、以上4件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

副市長(松丸幸太郎君) 御報告いたします。

報告第13号は、地方公共団体の財政の健全化に会する法律第3条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく健全化判断比率について、報告第14号は、同法第22条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく各特別会計の資金不足比率について、それぞれ監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。健全化判断比率については、各比率とも良好な状態にあると認められるとの、資金不足比率については、各会計はすべて資金不足はないとの監査委員の意見であります。

報告第15号は、別府市南部振興開発株式会社の経営状況説明書類の提出についてであります。

平成19年度は、別府市南部振興開発ビルが営業を開始して20年が経過し、経年劣化が進む中、公共棟の空調設備吸収式冷温水器更新工事、年次計画に基づく空調設備修繕設

備工事及び緊急を要する消防用設備の取りかえ、改修工事を実施しました。

住宅の貸し室状況につきましては、今期20件の入退去者がありましたが、退去時において内装及び設備の補修や更新をし、きれいな貸し室の提供に心がけた結果、おおむね100%の入居率を維持しております。

事業収支につきましては、事業部勘定と信託部勘定の合併決算で約6,745万円の利益となっております。平成19年度においては、引き続き事業収支の健全化を図るとともに、各棟の修繕や整備を行い、施設の良好な維持管理に努めるとの報告であります。

報告第16号は、公用車による損傷事故外4件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上4件について、御報告を申し上げます。

議長（山本一成君） 以上で、当局の説明は終わりました。

ただいまの報告事項について質疑のある方は、発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上4件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に日程第4により、議員提出議案第12号別府市議会会議規則の一部改正についてから、議員提出議案第17号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書まで、以上6件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第12号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（15番・松川峰生君登壇）

15番（松川峰生君） 議員提出議案第12号別府市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明を行います。

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、本市議会での全員協議会等の議案の審査や、議会の運営充実を図る目的での会議は、議会活動の範囲であることを明確にするほか、所要の規定整備を図るものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第12号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長（山本一成君） 次に、議員提出議案第13号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（5番・松川章三君登壇）

5番（松川章三君） 議員提出議案第13号は、お手元に配付されております意見書を

読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

農業経営安定対策を求める意見書

地球温暖化による気象災害が頻発し、中国やインドなどの急激な経済発展が続く中で、農産物価格は高騰し、国内自給率の向上を基本とした食料の安定供給の重要性が国の基本政策として国民に広く認識されつつある。

一方、現状では、食料を原料としたバイオエタノール生産や、発展途上国の経済発展に伴う穀物需要の増大などによって近年の飼料や燃料、肥料価格は史上最高価格を更新しており、先行きが見えない状況にある。

このような生産資材などの価格の高騰によって農家の経営は大きく圧迫されており、特に畜産・酪農や施設園芸農家はこのままでは廃業も余儀なくされる状況に追い込まれている。

国民への食料の安定供給が農家の使命であるが、このような状況から見れば、食料の安定供給どころか地域農業・農村の衰退に直結するものと思われる。

政府では総合経済対策等により一定の対策を講じていこうとしているが、下記の事項について着実なる実施方を要請するものである。

記

- 1 輸入飼料への依存を低減するため、水田での飼料米生産に対し、十分な助成措置を講じること。
- 2 肥料価格安定をはかるため、配合飼料価格安定制度と同様の制度を創設するとともに、政府による十分な財政支援を行うこと。
- 3 原油価格高騰に伴う軽油価格高騰に対して農業用軽油免税制度を継続し、かつ簡素化すること。
- 4 安全かつ安定的な食料供給をはかるため、農作物への価格転嫁について消費者への理解促進や流通業者への指導及び対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月5日

別府市議会

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第13号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第14号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(1番・穴井宏二君登壇)

1番(穴井宏二君) 議員提出議案第14号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

ヒトT細胞白血病ウイルス1型(HTLV-1)関連疾患に関する意見書

ヒトT細胞白血病ウイルス1型(HTLV-1)とは、致死率が高い「成人T細胞白血病(ATL)」や、排尿、歩行障害を引き起こす「せき髄疾患(HAM)」の原因ウイルスです。ウイルスを体内に持っている人(キャリア)は全国で120万人に上ると推定され、ATLで年間約1,000人が命を落とし、HAM発症者は激痛やまひ、歩行障害に苦しんでいます。いまだに根本的な治療法は確立されていません。

このウイルスは輸血や性交渉により、また母乳を介して母親から感染をします。このうち輸血による感染防止のために、献血時の抗体検査が1986年11月から導入され、新たな感染はほぼなくなりました。

このウイルスの特徴は、発症するまでに40年から60年と期間が長いことです。そのため、自分自身がキャリアであると知らずに子どもを産み育て、数年後に自身が発症して初めて我が子に感染をさせてしまったことを知らされるケースがあります。この場合、母親の苦悩は言葉では言い表せません。一部自治体では、妊婦健康診査時に抗体検査を実施し、陽性の方には授乳指導を行い、感染拡大を抑制しています。

HAMについては平成21年度から難治性疾患克服研究事業の対象疾患に指定されることになりましたが、今後、治療法の確立へ向けて研究促進に大いに期待します。

よって政府におかれましては、ヒトT細胞白血病ウイルス1型関連疾患の予防、感染の拡大防止を推進するため、以下の項目について早急を実現するよう強く要望いたします。

記

- 1 潜在患者の把握など実態調査を行なうこと。
- 2 医療機関等へのHTLV-1に関する情報を周知徹底すること。
- 3 治療研究の促進及びワクチンの開発を行なうこと。
- 4 ウイルス感染者の相談体制の充実を図ること。
- 5 発症者への支援、福祉対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月5日

別府市議会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

議長(山本一成君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第14号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第15号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（4番・荒金卓雄君登壇）

4番（荒金卓雄君） 議員提出議案第15号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

道路財源の「一般財源化」に関する意見書

本年5月13日に「道路特定財源に関する基本方針」が閣議決定され、これまでの道路特定財源を「一般財源化」することが政府の方針として示されましたが、地方では、防災対策、通勤・通学、救急医療などの面においても、依然として道路整備が必要であり、また、過去に整備した道路に関する公債費・維持管理費の増大や老朽化した橋梁やトンネルの維持補修などさらに財源を要する状況です。

道路財源の「一般財源化」を検討するに当たっては、こうした道路整備や維持管理等に支障が生じないように、必要な財源を確保していることが必要と考えます。とりわけ、地方においては現在の道路特定財源が4割程度に止まっていることも勘案の上、以下の重点事項の取り組みを要請いたします。

記

- 1 道路財源の「一般財源化」に当たっては、地方税分及び譲与税分、さらには、交付金、補助金として地方に配分されている財源について、地方枠として維持すること。
 - 2 改めて各地方団体に配分する場合の枠組みについては、これまで道路整備が遅れている地域に、より重点的に配分するよう配慮すること。また、地方の自由度を拡大するよう
な新型交付金などの創設を行うこと。
 - 3、本年度の暫定税率の失効等に伴い発生した歳入欠陥等については、全額を地方特例交付金により補てんするなど政府における適切な対策を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月5日

別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

国土交通大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第15号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第16号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(18番・野田紀子君登壇)

18番(野田紀子君) 議員提出議案第16号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

介護保険制度の見直しと改善を求める意見書

介護保険制度は、2000年(平成12年)4月に発足して8年になり、3年毎の介護保険事業計画は2009年4月に第4期が始まります。この間、「介護認定に納得できない」「十分な在宅サービスを受けられない」「施設不足で特別養護老人ホーム等に入所できない」など「保険あって介護なし」と言われる状況が広がっています。

介護を必要とする高齢者がいつでも介護を受けるためには、制度全般にわたる見直しと改善が求められています。

しかしながら、介護保険制度の改善で介護給付がふえれば、介護保険料の値上げの要因になります。その原因は、国庫負担があまりに少ないことです。介護保険以前は、介護に占める国庫負担の割合は50%でしたが、介護保険制度発足によって、25%に引き下げられたのです。第4期の見直しで市長会でも要求している30%に改善し、段階的に50%に引き上げ、保険料の負担分を縮小すれば、保険料をあげずに、制度の改善ができます。よって、次のとおりの改善を強く求めます。

記

- 1 国の介護給付費負担を当面30%とし、段階的に50%にすること。
- 2 国の責任で低所得者対策を講じ、介護保険料、介護利用料の減免制度をつくること。
- 3 介護認定については、関係者の意見を十分に反映させること。
- 4 療養病床を廃止せず、グループホーム、特別養護老人ホーム、養護老人ホームなどの基盤整備を進めること。
- 5 介護報酬の引き上げで介護職員の労働条件の改善、人材不足の解消を図ること。
- 6 介護予防の推進とこれに必要な財源を措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月5日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

議長(山本一成君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第16号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第17号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（14番・平野文活君登壇）

14番（平野文活君） 議員提出議案第17号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

2006年6月の健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、75歳以上の後期高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度が、本年4月1日から導入された。この制度については、高齢者に新たな負担が生ずることや、低所得者への配慮に欠けること、かかりつけ医の導入など多くの問題点が指摘されている。しかも、法施行直前になって一定の激変緩和措置が設けられたことによって、各広域連合、市町村での混乱をより拡大させた。

そもそも後期高齢者医療は、従来の診療報酬とは別の体系に分けられることから、高齢者の医療受診を制限し、医療内容が低下するなど高齢者の暮らしと健康に悪影響を及ぼすおそれがある。導入から約5カ月の間に、制度の周知不足や準備のおくれなどにより、保険証の未到達や保険料の徴収ミス、年金からの保険料天引きをめぐるトラブルなどが相次いでいる。混乱がこれ以上広がることになれば、医療崩壊につながるおそれすら生じている。

よって、国においては、制度を速やかに廃止した上で、高齢者に過度な負担を求めることなく、すべての高齢者が安心して医療を受けることのできる医療制度を構築するために、医療保険制度を初めとする社会保障制度のあり方を抜本的に見直すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月5日

別府市議会

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第17号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に日程第5により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますとおり、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員からの申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

以上で平成20年第3回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成20年第3回市議会定例会を閉会いたします。

午前11時02分 閉会